

異

三重県内全市町共通様式

し三
重
県
内
の
他
の
市
町
に
提
出
す
場
合
も
ご
使
用
い
た
だ
け
ま
す。
宛
先
を
訂
正

給与支払報告 特別徴収	に係る給与所得者異動届出書		年度	<input type="checkbox"/> 右から番号を記入 1. 現年度 2. 新年度 3. 兩年度
	受付印 (宛先) 四日市市長 令和 年 月 日提出	給与支払者 特別徴収者	所在地 〒 フリガナ 氏名又は名称 個人番号(マイナンバー)又は法人番号	特別徴収義務者 指定番号 宛番号 担連当絡者先 所属 氏名 電話 内線 ()

給 与 所 得 者	フリガナ		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額 (納付済額)	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動 日 年 月 日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法	
	氏 名								
	生年月日	元号 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ← 1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成 年 月 日							
	個人番号 (マイナンバー)								
	受給者番号								
	1月1日 現在の住所								
異動後の 住所									
		円	円	円	<input type="checkbox"/> 月分から <input type="checkbox"/> 月分まで	<input type="checkbox"/> 月分から <input type="checkbox"/> 月分まで	<input type="checkbox"/> 年 <input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 日	<input type="checkbox"/> 1. 退職 <input type="checkbox"/> 2. 転勤 <input type="checkbox"/> 3. 休職 <input type="checkbox"/> 4. 長期欠勤 <input type="checkbox"/> 5. 死亡 <input type="checkbox"/> 6. 乙欄適用※ a <input type="checkbox"/> 7. 支払少額・不定期※ b <input type="checkbox"/> 8. 事業専従者のみ※ c	<input type="checkbox"/> 1. 特別徴収継続 ⇒①を記入 <input type="checkbox"/> 2. 一括徴収 ⇒②を記入 <input type="checkbox"/> 3. 普通徴収(本人納付) ⇒③を記入

① 特別徴収継続の場合 (給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収の継続を希望する場合に記入してください。)

新 し い 勤 務 先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指定番号	<input type="checkbox"/> 新規 法人番号	新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を <input type="checkbox"/> 月分 (翌月10日納入期限分) から 徴収し、納入するよう連絡済みです。	
	所在地 〒 フリガナ	担当者 連絡先	所属 氏名 電話	受給者番号
	氏名又は名称	電話 内線 ()	納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	<input type="checkbox"/> 右から番号を記入 1. 必要 2. 不要

② 一括徴収の場合 (未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)

理 由 <input type="checkbox"/> 右から番号を記入	1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため 【注】 1月1日から4月30日までの間に、退職等により給与の支払を受けなくなった場合には、本人から一括徴収の申出がなくとも原則一括徴収しなければなりません。	徴収予定月日 月 日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額) 円	左記の一括徴収した税額は、 <input type="checkbox"/> 月分 (翌月10日納入期限分) で 納入します。
---	--	---------------	--------------------------	---

③ 普通徴収 (本人納付) の場合 (後日市町より本人あてに納付書を送付します。)

理 由 <input type="checkbox"/> 右から番号を記入	1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため 【注】 1～3に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の申出がある場合を除き、特別徴収義務者は原則一括徴収しなければなりません。	※市町記入欄
---	---	--------

※ a 「乙欄適用」とは、乙欄適用で他事業所で特別徴収されている場合。 ※ b 「支払少額・不定期」とは、給与が支給されない月がある又は給与から税額が引ききれない月がある場合。
 ※ c 「事業専従者のみ」とは、全従業員が事業専従者のみの場合に限る。